

広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱マニュアル（医療機関向け）【資料集】 新旧対照表

改正後	現行																																
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">Ver2.02</div> <p style="text-align: center;">肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 取扱いマニュアル（医療機関向け） 【資料集】</p> <p style="text-align: center;">広島県版</p> <p style="text-align: center;">平成30年11月22日 <u>（最終改正 令和5年4月1日）</u></p> <p style="text-align: center;">厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室 広島県健康福祉局業務課肝炎対策グループ</p> <p>項目</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1. 肝がんや重度肝硬変患者への制度の説明フロー</td><td style="text-align: right;">・・・P 1</td></tr> <tr><td>2. 所得区分に応じた提出書類</td><td style="text-align: right;">・・・P 4</td></tr> <tr><td>3. データ提供への同意に関する説明文書</td><td style="text-align: right;">・・・P 8</td></tr> <tr><td>4. 個人票等の記載例</td><td style="text-align: right;">・・・P 9</td></tr> <tr><td>5. 複数回入院等の場合の事例</td><td style="text-align: right;">・・・P 10</td></tr> <tr><td>6. レセプトと医療記録票の記載例</td><td style="text-align: right;">・・・P 20</td></tr> <tr><td>7. 広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱要領 抜粋</td><td style="text-align: right;">・・・P 62</td></tr> <tr><td>8. ポスター・リーフレット</td><td style="text-align: right;">・・・P 68</td></tr> </table>	1. 肝がんや重度肝硬変患者への制度の説明フロー	・・・P 1	2. 所得区分に応じた提出書類	・・・P 4	3. データ提供への同意に関する説明文書	・・・P 8	4. 個人票等の記載例	・・・P 9	5. 複数回入院等の場合の事例	・・・P 10	6. レセプトと医療記録票の記載例	・・・P 20	7. 広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱要領 抜粋	・・・P 62	8. ポスター・リーフレット	・・・P 68	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">Ver2.02</div> <p style="text-align: center;">肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 取扱いマニュアル（医療機関向け） 【資料集】</p> <p style="text-align: center;">広島県版</p> <p style="text-align: center;">平成30年11月22日 <u>（最終改正 令和4年11月1日）</u></p> <p style="text-align: center;">厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室 広島県健康福祉局業務課肝炎対策グループ</p> <p>項目</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1. 肝がんや重度肝硬変患者への制度の説明フロー</td><td style="text-align: right;">・・・P 1</td></tr> <tr><td>2. 所得区分に応じた提出書類</td><td style="text-align: right;">・・・P 4</td></tr> <tr><td>3. データ提供への同意に関する説明文書</td><td style="text-align: right;">・・・P 8</td></tr> <tr><td>4. 個人票等の記載例</td><td style="text-align: right;">・・・P 9</td></tr> <tr><td>5. 複数回入院等の場合の事例</td><td style="text-align: right;">・・・P 10</td></tr> <tr><td>6. レセプトと医療記録票の記載例</td><td style="text-align: right;">・・・P 20</td></tr> <tr><td>7. 広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱要領 抜粋</td><td style="text-align: right;">・・・P 62</td></tr> <tr><td>8. ポスター・リーフレット</td><td style="text-align: right;">・・・P 68</td></tr> </table>	1. 肝がんや重度肝硬変患者への制度の説明フロー	・・・P 1	2. 所得区分に応じた提出書類	・・・P 4	3. データ提供への同意に関する説明文書	・・・P 8	4. 個人票等の記載例	・・・P 9	5. 複数回入院等の場合の事例	・・・P 10	6. レセプトと医療記録票の記載例	・・・P 20	7. 広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱要領 抜粋	・・・P 62	8. ポスター・リーフレット	・・・P 68
1. 肝がんや重度肝硬変患者への制度の説明フロー	・・・P 1																																
2. 所得区分に応じた提出書類	・・・P 4																																
3. データ提供への同意に関する説明文書	・・・P 8																																
4. 個人票等の記載例	・・・P 9																																
5. 複数回入院等の場合の事例	・・・P 10																																
6. レセプトと医療記録票の記載例	・・・P 20																																
7. 広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱要領 抜粋	・・・P 62																																
8. ポスター・リーフレット	・・・P 68																																
1. 肝がんや重度肝硬変患者への制度の説明フロー	・・・P 1																																
2. 所得区分に応じた提出書類	・・・P 4																																
3. データ提供への同意に関する説明文書	・・・P 8																																
4. 個人票等の記載例	・・・P 9																																
5. 複数回入院等の場合の事例	・・・P 10																																
6. レセプトと医療記録票の記載例	・・・P 20																																
7. 広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱要領 抜粋	・・・P 62																																
8. ポスター・リーフレット	・・・P 68																																

【資料集1】肝がんや重度肝硬変患者への制度の説明フロー

1. 制度があることの説明

①まず、肝がんや重度肝硬変の入院・通院患者さんがいらっしゃいましたら、医療費の助成を受けることができる制度がある旨を伝えてください。伝えていただくことは次のとおりです。

①肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療^{※1}に係る医療費が助成対象となる月を含み過去1年間で3月以上^{※2}高額療養費算定基準額を超えた場合に、高額療養費算定基準額を超えた3月目以降の医療費について患者の自己負担割合が1万円となる。

②ただし、世帯の収入が約370万円以下であることなど、助成を受けるにはいくつか条件がある。

③助成を受けるためには、住民票のある郡道府県に参加者証の申請をする必要がある。

④郡道府県に参加者証の申請をするには、医療費が高額療養費算定基準額を超えていること等を証明するための「医療記録票」が必要であるが、当院でお渡しできる。

※1:通院治療は「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は「肝動注化学療法」に係るものに限ります。

※2:連続する3月でなくても構いません。
なお、通院治療は令和3年4月以降に高額療養費算定基準額を超えたものから「3月」のカウントができます。カウント方法については【資料集6】を参照してください。

2. 制度の詳細の説明

①患者さんが制度の詳細について聞きたいと言ってきた場合や、過去1年で既に2月以上入院又は通院しており、今後助成を受けることが可能と思われる場合に、上記1.に記載の内容のほか、次の内容を説明してください。

②また、助成を受けることが可能と思われる場合には、郡道府県の担当部署を紹介してください。
広島県の場合は、健康福祉局業務課肝炎対策グループ(082-513-3078)です。

<助成を受けるための条件>

- ①所得制限がある。被保険者証を確認してほしい。
-70歳未満⇒加入保険の所得区分「エ」又は「オ」
-70歳以上⇒加入保険の所得区分「一般」又は「低所得」(自己負担割合が2割か1割)
- ②「研究事業への同意」が必要になる。診断書に似た「臨床調査個人票」と「同意書」が1枚になっているものを記載いただくことになる。
(「臨床調査個人票」は病院、「同意書」は申請者が記載)

<助成を受けるための手続>

- 参加者証の申請方法
 - ①郡道府県に申請書と添付書類を提出し、参加者証を発行してもらう必要がある。
 - ②申請書は当院でお渡しできる。
 - ③添付書類として必要な書類は、年齢と加入している医療保険によって異なる。申請することになったら聞いてほしい。
- 公費の請求方法
 - 入院と通院で公費の請求方法が異なる。
 - ・入院(高額療養費算定基準額を超えるもの)の場合:
医療機関が郡道府県に対して公費を請求し、患者の医療機関窓口における自己負担額は1万円。
 - ・上記以外の入院及び通院の場合:
医療機関窓口では一旦、自己負担額(3割等)を支払い、郡道府県に償還払いの請求をすることで1万円との差額が償還される。

【資料集1】肝がんや重度肝硬変患者への制度の説明フロー

1. 制度があることの説明

①まず、肝がんや重度肝硬変の入院・通院患者さんがいらっしゃいましたら、医療費の助成を受けることができる制度がある旨を伝えてください。伝えていただくことは次のとおりです。

①肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療^{※1}に係る医療費が助成対象となる月を含み過去1年間で3月以上^{※2}高額療養費算定基準額を超えた場合に、高額療養費算定基準額を超えた3月目以降の医療費について患者の自己負担割合が1万円となる。

②ただし、世帯の収入が約370万円以下であることなど、助成を受けるにはいくつか条件がある。

③助成を受けるためには、住民票のある郡道府県に参加者証の申請をする必要がある。

④郡道府県に参加者証の申請をするには、医療費が高額療養費算定基準額を超えていること等を証明するための「医療記録票」が必要であるが、当院でお渡しできる。

※1:通院治療は「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」に係るものに限ります。

※2:連続する3月でなくても構いません。
なお、通院治療は令和3年4月以降に高額療養費算定基準額を超えたものから「3月」のカウントができます。カウント方法については【資料集6】を参照してください。

2. 制度の詳細の説明

①患者さんが制度の詳細について聞きたいと言ってきた場合や、過去1年で既に2月以上入院又は通院しており、今後助成を受けることが可能と思われる場合に、上記1.に記載の内容のほか、次の内容を説明してください。

②また、助成を受けることが可能と思われる場合には、郡道府県の担当部署を紹介してください。
広島県の場合は、健康福祉局業務課肝炎対策グループ(082-513-3078)です。

<助成を受けるための条件>

- ①所得制限がある。被保険者証を確認してほしい。
-70歳未満⇒加入保険の所得区分「エ」又は「オ」
-70歳以上⇒加入保険の所得区分「一般」又は「低所得」(自己負担割合が2割か1割)
- ②「研究事業への同意」が必要になる。診断書に似た「臨床調査個人票」と「同意書」が1枚になっているものを記載いただくことになる。
(「臨床調査個人票」は病院、「同意書」は申請者が記載)

<助成を受けるための手続>

- 参加者証の申請方法
 - ①郡道府県に申請書と添付書類を提出し、参加者証を発行してもらう必要がある。
 - ②申請書は当院でお渡しできる。
 - ③添付書類として必要な書類は、年齢と加入している医療保険によって異なる。申請することになったら聞いてほしい。
- 公費の請求方法
 - 入院と通院で公費の請求方法が異なる。
 - 入院(高額療養費算定基準額を超えるもの)の場合:
医療機関が郡道府県に対して公費を請求し、患者の医療機関窓口における自己負担額は1万円。
 - ・上記以外の入院及び通院の場合:
医療機関窓口では一旦、自己負担額(3割等)を支払い、郡道府県に償還払いの請求をすることで1万円との差額が償還される。

医師の皆様へのお願い

1. 本事業では、**肝がん・重度肝硬変**(Child-Pugh分類B/C、7点以上)の患者さんの医療費のうち、以下のものについて助成をすることができます。

- ・肝がん・重度肝硬変の入院治療に係る医療費
- ・肝がんの通院治療に係る医療費※
※通院治療は「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は「**肝がん治療**」に係るものに限ります。

2. 患者さんは、肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療に係る医療費が助成対象となる月を含み過去1年間で3月以上高額療養費算定基準額を超えた場合に、**高額療養費算定基準額を超えた3月目以降の医療費について公費助成を受けることができます。**

公費助成を受けると、**患者さんの自己負担額は1万円**となります。

この証明のために都道府県が作成する「医療記録票」を病院等においてお渡しいただく必要があります。

皆様の患者さんへの説明が、事業参加への契機となります。

肝がん・重度肝硬変で通院・入院をされている(又は予定されている)患者さんがいましたら、事業内容が記載されたリーフレットをお渡しください。

また、各病院で詳細な説明ができる担当者(部署)を決めていただき、当該担当者から患者さんが説明を受けることで、患者さんの事業参加につながると考えられます。

患者さんへの説明に向けた病院内での必要な御調整をお願いいたします。

※事業の詳細につきましては、医療機関向けマニュアルを御確認ください。

医師の皆様へのお願い

1. 本事業では、**肝がん・重度肝硬変**(Child-Pugh分類B/C、7点以上)の患者さんの医療費のうち、以下のものについて助成をすることができます。

- ・肝がん・重度肝硬変の入院治療に係る医療費
- ・肝がんの通院治療に係る医療費※
※通院治療は「分子標的薬を用いた化学療法」又は「**肝動注化学療法**」に係るものに限ります。

2. 患者さんは、肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療に係る医療費が助成対象となる月を含み過去1年間で3月以上高額療養費算定基準額を超えた場合に、**高額療養費算定基準額を超えた3月目以降の医療費について公費助成を受けることができます。**

公費助成を受けると、**患者さんの自己負担額は1万円**となります。

この証明のために都道府県が作成する「医療記録票」を病院等においてお渡しいただく必要があります。

皆様の患者さんへの説明が、事業参加への契機となります。

肝がん・重度肝硬変で通院・入院をされている(又は予定されている)患者さんがいましたら、事業内容が記載されたリーフレットをお渡しください。

また、各病院で詳細な説明ができる担当者(部署)を決めていただき、当該担当者から患者さんが説明を受けることで、患者さんの事業参加につながると考えられます。

患者さんへの説明に向けた病院内での必要な御調整をお願いいたします。

※事業の詳細につきましては、医療機関向けマニュアルを御確認ください。

4 ページ～7 ページ (略)

8 ページ

【資料集3】データ提供への同意に関する説明文書

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に参加される方へ

- 事業の参加にあたって
「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の参加者証の交付申請の際に郡連行場知事に提出していただく臨床調査個人票の「写し」は、厚生労働省にも提供されます。厚生労働省は、これにより得られた肝がんや非代償性肝硬変(以下、重度肝硬変)の臨床データを、患者の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目的に解析します。また、本事業の円滑な実施や利便性の向上にも役立てられます。
なお、解析は、厚生労働省の研究班(厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業「肝がん・重度肝硬変の治療に係るガイドラインの作成等に資する研究(研究代表者:東京大学小池和彦)」(以下、政策研究期))において実施されます。
- 事業の対象
B型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者で、厚生労働省の研究班へ臨床データを提供し、活用されることに同意をいただいた方
- 事業に参加することによる負担、費用、リスク、利益
保険診療の範囲内で行った検査等の結果に基づいて作成された臨床調査個人票の写しを提出するのみなので、追加で負担や費用が発生したり、有害事象が起きたりすることはありません。臨床情報の提供に同意し本事業に参加することにより、所定の条件に該当した場合に医療費の負担が軽減されます。
臨床情報の提供に同意を頂けない方は、本事業の対象とはなりません。
- 個人情報の保護について
個人を特定する情報や臨床情報は厚生労働省および厚生労働省の研究班において保存されますが、適切に取り扱われ、目的以外の用途で使用されることはありません。
- 同意の任意性について
この事業に参加するかどうかは、ご自身の意思で決めていただけます。同意がないことにより、診療上不利益を被ることはありません。また、希望する場合には同意を撤回することが可能です。
- 事業の報告について
この事業によって得られた結果は、厚生労働省および関係機関が開催する会議で報告されます。また、厚生労働科学研究費補助金の年次報告書で報告され、学会や医学雑誌に掲載されることがあります。ただし、個人の特定につながる内容を公表することはありません。
- 情報の保存について
臨床調査個人票の写しは、解析を行った後も厚生労働省および厚生労働省の研究班に保存されます。研究班における保存の期間は政策研究期が終了する2026年3月までの予定ですが、研究期間が延長した場合には保存期間も同様に延長される可能性があります。
- 事業に関する資料の入手、相談について
この事業に関して詳しくお知りになりたい場合は、担当医あるいは広島県健康福祉局業務課 肝炎対策グループ(☎082-513-3078)又はお近くの県保健所へご相談ください。

以上、この事業の内容について十分ご理解いただいたうえで、参加することをお決めになりましたら、同意書に署名し、日付の記入をお願いします。

4 ページ～7 ページ (略)

8 ページ

【資料集3】データ提供への同意に関する説明文書

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に参加される方へ

- 事業の参加にあたって
「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の参加者証の交付申請の際に郡連行場知事に提出していただく臨床調査個人票の「写し」は、厚生労働省にも提供されます。厚生労働省は、これにより得られた肝がんや非代償性肝硬変(以下、重度肝硬変)の臨床データを、患者の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目的に解析します。また、本事業の円滑な実施や利便性の向上にも役立てられます。
なお、解析は、厚生労働省の研究班(厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業「肝がん・重度肝硬変の治療に係るガイドラインの作成等に資する研究(研究代表者:東京大学小池和彦)」(以下、政策研究期))において実施されます。
- 事業の対象
B型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者で、厚生労働省の研究班へ臨床データを提供し、活用されることに同意をいただいた方
- 事業に参加することによる負担、費用、リスク、利益
保険診療の範囲内で行った検査等の結果に基づいて作成された臨床調査個人票の写しを提出するのみなので、追加で負担や費用が発生したり、有害事象が起きたりすることはありません。臨床情報の提供に同意し本事業に参加することにより、所定の条件に該当した場合に医療費の負担が軽減されます。
臨床情報の提供に同意を頂けない方は、本事業の対象とはなりません。
- 個人情報の保護について
個人を特定する情報や臨床情報は厚生労働省および厚生労働省の研究班において保存されますが、適切に取り扱われ、目的以外の用途で使用されることはありません。
- 同意の任意性について
この事業に参加するかどうかは、ご自身の意思で決めていただけます。同意がないことにより、診療上不利益を被ることはありません。また、希望する場合には同意を撤回することが可能です。
- 事業の報告について
この事業によって得られた結果は、厚生労働省および関係機関が開催する会議で報告されます。また、厚生労働科学研究費補助金の年次報告書で報告され、学会や医学雑誌に掲載されることがあります。ただし、個人の特定につながる内容を公表することはありません。
- 情報の保存について
臨床調査個人票の写しは、解析を行った後も厚生労働省および厚生労働省の研究班に保存されます。研究班における保存の期間は政策研究期が終了する2022年3月までの予定ですが、研究期間が延長した場合には保存期間も同様に延長される可能性があります。
- 事業に関する資料の入手、相談について
この事業に関して詳しくお知りになりたい場合は、担当医あるいは広島県健康福祉局業務課 肝炎対策グループ(☎082-513-3078)又はお近くの県保健所へご相談ください。

以上、この事業の内容について十分ご理解いただいたうえで、参加することをお決めになりましたら、同意書に署名し、日付の記入をお願いします。

改正後

9 ページ～66 ページ (略)
67 ページ

別表4

肝がん外来医療に該当する医療行為

実務要領第4の4で定める肝がん・重症肝硬変外来医療に該当する医療行為

1 肝がん外来医療に該当する医療行為

(1) 分子標的薬を用いた化学療法

○対象とする薬剤 (一般名)

分子標的薬：ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ、アテゾリズマブ 等

(2) 肝動注化学療法

○対象とする薬剤 (一般名)

殺菌増殖抑制剤：フルオロウラシル、シスプラチン 等

(3) 粒子線治療

(4) その他の医療行為

上記(1)から(3)までの医療行為により発生した副作用に対する治療を目的とした医療行為

2 その他

上記1を行うために明らかに必要と認められる外来医療 (薬剤の処方を含む) であるとして、肝がん外来医療に該当する医療行為と判断するもの。

現行

9 ページ～66 ページ (略)
67 ページ

別表4

肝がん外来関係医療に該当する医療行為

1 肝がん外来医療に該当する医療行為

(1) 分子標的薬を用いた化学療法

○対象とする薬剤 (一般名)

分子標的薬：ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ、アテゾリズマブ 等

(2) 肝動注化学療法

○対象とする薬剤 (一般名)

殺菌増殖抑制剤：フルオロウラシル、シスプラチン 等

(3) その他の医療行為

上記(1)又は(2)の医療行為により発生した副作用に対する治療を目的とした医療行為

2 その他

上記1を行うために明らかに必要と認められる外来医療 (薬剤の処方を含む) であるとして、肝がん外来医療に該当する医療行為と判断するもの。

68ページ～72ページ (略)
73ページ

指定申請勧奨用リーフレット

Ver.1.0

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の 指定医療機関の指定申請のお願い

入院や通院の繰り返しにより医療費が高額となる肝がんや重度肝硬変の患者さんの支援のための指定医療機関になってくださるよう、よろしくお願いたします。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業とは

対象者：B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重篤（非代償性）肝硬変の患者（その他、所得要件【年収約370万円未満】などがあります）
 対象医療：肝がん・重度肝硬変の入院医療又は肝がんの通院医療*
 ※分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法又は抗がん剤治療に限る
 自己負担額：1万円（月額）
 助成条件：対象医療に係る医療費が高額療養費算定基準額を超えた月が助成月を含み過去1年間で3月以上ある場合に、指定医療機関で受けた対象医療費が高額療養費算定基準額を超えたとき

指定医療機関の要件

- 肝がん・重度肝硬変に係る医療を適切に行うことができる
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に協力できる
- 広島県肝疾患診療支援ネットワークに参加している/参加を希望する

指定医療機関の指定の手続


- 提出書類は、基本的に指定医療機関指定申請書1枚です。
- 広島県知事が指定します。

指定医療機関の役割

- 医療記録票の配布・記載** 患者さんが入院・通院したときに記載してください。
- 患者さんへの制度の案内** 都道府県が配布するリーフレットをご活用ください。
- 臨床調査個人票の作成** 臨床調査個人票は、診断書に類した内容の書類です。
- 公費負担医療の請求**（入院の場合のみ）等

○詳細は下記の都道府県担当課にご確認ください。
※広島県外にある医療機関の場合、所在地の都道府県にご確認ください。

厚生労働省ホームページの「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」から、事業の詳細を確認できます。



提出・お問合せ先
 広島県健康福祉政策課肝がん対策グループ
 〒730-8511 広島市中区基町10-52 ☎082-513-3078
 または 最寄りの県保健所（支所）

68ページ～72ページ (略)
73ページ

指定申請勧奨用リーフレット

Ver.1.0

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の 指定医療機関の指定申請のお願い

入院や通院の繰り返しにより医療費が高額となる肝がんや重度肝硬変の患者さんの支援のための指定医療機関になってくださるよう、よろしくお願いたします。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業とは

対象者：B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重篤（非代償性）肝硬変の患者（その他、所得要件【年収約370万円未満】などがあります）
 対象医療：肝がん・重度肝硬変の入院医療又は肝がんの通院医療*
 ※分子標的薬を用いた化学療法又は肝動注化学療法に限る
 自己負担額：1万円
 助成条件：対象医療に係る医療費が高額療養費算定基準額を超えた月が助成月を含み過去1年間で3月以上ある場合に、指定医療機関で受けた対象医療費が高額療養費算定基準額を超えたとき

指定医療機関の要件

- 肝がん・重度肝硬変に係る医療を適切に行うことができる
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に協力できる
- 広島県肝疾患診療支援ネットワークに参加している/参加を希望する

指定医療機関の指定の手続


- 提出書類は、基本的に指定医療機関指定申請書1枚です。
- 広島県知事が指定します。

指定医療機関の役割

- 医療記録票の配布・記載** 患者さんが入院・通院したときに記載してください。
- 患者さんへの制度の案内** 都道府県が配布するリーフレットをご活用ください。
- 臨床調査個人票の作成** 臨床調査個人票は、診断書に類した内容の書類です。
- 公費負担医療の請求**（入院の場合のみ）等

○詳細は下記の都道府県担当課にご確認ください。
※広島県外にある医療機関の場合、所在地の都道府県にご確認ください。

厚生労働省ホームページの「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」から、事業の詳細を確認できます。



提出・お問合せ先
 広島県健康福祉政策課肝がん対策グループ
 〒730-8511 広島市中区基町10-52 ☎082-513-3078
 または 最寄りの県保健所（支所）